

(d) 出願日から当該受理官庁が当該正しし要素又は部分を受領した日に訂正し、当該出願人にその旨を通知し、実施細則に定めるところにより処理する。

(e) (a)の規定に基づき求め又はその他の理由による結果、正しし要素又は部分が、26(b)の規定に基づき、第十一条(1)に規定する一又は以上の要素を受理官庁が最初に受理した日に国際出願として提出されたものに記載されておらずとみなす場合には、誤つて提出された要素又は部分は国際出願に残るものとし、当該受理官庁は、第十一条(1)に掲げる程序のすべてが満たされた日を国際出願日として認め、26(b)及び(c)並びに実施細則に定めるところにより処理する。

(f) (c)の規定に基づき国際出願日が訂正された場合には、出願人は、(c)の規定に基づき通知の日から一箇月以内に受理官庁に提出する書面において、当該正しし要素又は部分を無視することを請求することをできる。この場合には、当該正しし要素又は部分提出されなかつたもの、当該誤つて提出された要素又は部分は削除されなかつたもの及び当該規定に基づく国際出願日の訂正はなされなかつたものとみなされ、受理官庁は、実施細則に定めるところにより処理する。

(g) 受理官庁が、極めてしくは(a)の規定に基づき要件に従つていないこと又は(a)に規定する当該要素若しくは部分が先の出願に完全に記載されていないことを認め、当該場合には、当該受理官庁は、26(b)(i)、26(b)(ii)、26(b)(iii)又は26(b)(iv)に定めることにより、26(b)及び(c)、24、25(a)、(b)及び(c)、25(b)の2(a)及び(c)並びに26(a)に規定する期間は、次のとおりとする。

(i) 23(a)、25(a)又は25(b)の2(a)の規程に基づき求めを出願人に発出している場合には、その求めの日から二箇月。

(ii) 二千九百十年九月九日において25(b)(ii)及び(b)(iii)の規定が受理官庁によつて適用される国内法に適合しない場合には、当該受理官庁がその旨を、二千九百十年九月九日として、これらの規定は、その国内法に適合しない間、当該受理官庁に提出された国際出願の適用を速やかに公報に掲載する。この通告を速やかに公報に掲載する。

26(a)又は26(b)の適用上、48及び26の規程に基づき要素又は部分が引用により当該国際出願に含まれない場合には、受理官庁は、26(b)(i)、25(b)又は25(c)、25(b)の2(a)又は25(b)の2(b)又は25(b)の2(c)の定めるところによつて処理する。受理官庁が25(b)又は25(c)の定めるところによつて処理する場合には、出願人は25(b)又は25(c)の2(a)の定めるところによつて処理することである。

二千九百十年九月九日において25(b)(ii)の規定が指し官庁によつて適用される国内法に適合しない場合には、当該指し官庁がその旨を、二千九百十年九月九日まで、国際事務局に通告することを条件として、これらの規定は、その国内法に適合しない間、当該指し官庁に適用される。第二十二條に規定する行為が当該指し官庁に対して行われ、当該国際出願に適用しない、国際事務局は、その通知に基づき公報に掲載する。26(b)の規定に基づき、当該国際出願に含めることが、26(b)又は26(c)の適用上、指し官庁でその手続に適用されない場合には、当

該指し官庁は、26(b)(i)、25(b)若しくは25(b)の規定に基づき国際出願日を認め、そのとして、又は25(c)若しくは25(b)の2(a)の規定に基づき国際出願日を訂正したものと、26(b)(iii)及び(b)(iv)を準用する。ただし、26(b)(iii)及び(b)(iv)を準用する。

第七二規則の四 41に規定する表示の補充又は追加

26の41、表示の補充又は追加
出願人は、優先日から十六箇月の期間に国際事務局に提出する書面によつて、41に規定する表示を願書に補充し又は追加することができる。ただし、当該期間の満了後に国際事務局が受理した当該書面は、国際公開の技術的準備が完了する前に到達した場合には、当該期間満了後に国際事務局が受理したものとする。

26の42、補われた表示の補充又は追加
国際事務局は、41に規定する表示の補充又は追加が41に定める期間内に受理されない場合には、出願人にその旨を通知し、実施細則の定めるところによつて処理する。

第四〇規則の二 国際出願に含まれる又は記載されているものとなされた欠落部分又は正しい要素若しくは部分における追加手数料

40の21、追加手数料の支払の求め
国際調査機関は、国際調査報告の作成を開始した後、次に(1)又は(2)に規定する事項を当該機関に通知された場合には、追加手数料を支払うよう求めることができる。

(1) 欠落部分又は正しい要素若しくは部分が、それそれ26(b)(i)又は26(b)(ii)の規定に基づき、国際出願に含まれること。

(ii) 欠落部分又は正しい要素若しくは部分が、それそれ26(b)(i)又は26(b)(ii)の規定に基づき、第一一條(1)に規定する又は以

上の要素を受理官庁が最初に受理した日に国際出願に記載されているとみなされたこと。

当該求めは、出願人に対し、追加手数料をその求めの日から一箇月以内に支払うよう求め、及び支払うべき国際出願の額を表示する。追加手数料の額は、当該国際調査機関が定めるものとし、その額は調査手数料の額を超えてはならない。追加手数料は、当該機関に直接支払う。国際調査機関は、当該追加手数料が所定の期間内に支払われていないと判断した場合、当該欠落部分又は正しい要素若しくは部分を含む国際出願に関する国際調査報告を作成する。

42 内容
(b) (v) 受理官庁が48及び26の規定に基づき要素又は部分を引用により含めることに基づいて、23(b)(ii)、25(b)又は25(c)の規定に基づき国際出願日を認め、当該場合には、その旨の表示及び出願人が26(a)(ii)のために優先権書類に関して47(a)、(b)若しくは(b)に従つて行うことよ、たかどうかの表示。又は先の出願の写しを別個に提出することによつたかどうかの表示。

該要素又は部分の場合には、誤つて提出された要素又は部分が26(b)又は26(c)の規定に従つて国際出願から削除された旨の表示。

51の21
(a) (iii) 26(b)(iii)に規定する場合において、25(b)の2(b)又は(c)の規定に従つて国際出願から削除された誤つて提出された要素又は部分の範囲。

(e) (ii) 受理官庁が48及び26の規定に基づき要素又は部分を引用により含めることに基づいて、23(b)(ii)、25(b)又は25(c)の規定に基づき国際出願日を認められた

90 国際出願の翻訳文

場合において、82(31)(b)の規定に基づき当該要素又は部分が優先権書類に完全に記載されているかどうかを決定するために、指定官庁が適用する国内法令が、明細書、請求の範囲又は図面の部分については、出願人に優先権書類の翻訳文のどの部分に当該部分が記載されているかに関する表示を提出することを要求できる場合

91 送付

7.1 規則 国際予備審査報告及び関連書類の送付
(1) 国際予備審査機関は、国際予備審査報告書、請求の範囲又は図面の部分を含むものとする。

(c) 所定の通貨がスイス・フランである場合には、国際予備審査機関は、82の規定に従って取扱手数料をスイス・フランにより国際事務局に移転する。

82(31)

(b) 82(31)の規定に基づき要素又は部分に交換することができるときは、事務局長は、取扱手数料の支払のための通貨として所定の通貨を定め、各国内予備審査機関ごとに、総会が定めた指針により、所定の通貨による当該手数料の換算額を決定する。国際予備審査機関は、82の規定に従って所定の通貨による当該手数料の換算額を国際事務局に移転する。

82(42)

(a) 82(42)の規定に基づき要素又は部分に交換することができるときは、事務局長は、取扱手数料の支払のための通貨として所定の通貨を定め、各国内予備審査機関ごとに、総会が定めた指針により、所定の通貨による当該手数料の換算額を決定する。国際予備審査機関は、82の規定に従って所定の通貨による当該手数料の換算額を国際事務局に移転する。

91(1)

(a) 国際予備審査機関は、国際予備審査報告書、請求の範囲又は図面の部分を含むものとする。

(d) 所定の通貨がスイス・フランに自由な交換することができるときは、事務局長は、取扱手数料の支払のための通貨として所定の通貨を定め、各国内予備審査機関ごとに、総会が定めた指針により、所定の通貨による当該手数料の換算額を決定する。国際予備審査機関は、82の規定に従って所定の通貨による当該手数料の換算額を国際事務局に移転する。

82(31)

(b) 82(31)の規定に基づき要素又は部分に交換することができるときは、事務局長は、取扱手数料の支払のための通貨として所定の通貨を定め、各国内予備審査機関ごとに、総会が定めた指針により、所定の通貨による当該手数料の換算額を決定する。国際予備審査機関は、82の規定に従って所定の通貨による当該手数料の換算額を国際事務局に移転する。

82(42)

(a) 82(42)の規定に基づき要素又は部分に交換することができるときは、事務局長は、取扱手数料の支払のための通貨として所定の通貨を定め、各国内予備審査機関ごとに、総会が定めた指針により、所定の通貨による当該手数料の換算額を決定する。国際予備審査機関は、82の規定に従って所定の通貨による当該手数料の換算額を国際事務局に移転する。

91(1)

(a) 国際予備審査機関は、国際予備審査報告書、請求の範囲又は図面の部分を含むものとする。

(b) 82(31)の規定に基づき要素又は部分に交換することができるときは、事務局長は、取扱手数料の支払のための通貨として所定の通貨を定め、各国内予備審査機関ごとに、総会が定めた指針により、所定の通貨による当該手数料の換算額を決定する。国際予備審査機関は、82の規定に従って所定の通貨による当該手数料の換算額を国際事務局に移転する。

82(31)

(b) 82(31)の規定に基づき要素又は部分に交換することができるときは、事務局長は、取扱手数料の支払のための通貨として所定の通貨を定め、各国内予備審査機関ごとに、総会が定めた指針により、所定の通貨による当該手数料の換算額を決定する。国際予備審査機関は、82の規定に従って所定の通貨による当該手数料の換算額を国際事務局に移転する。

82(42)

(a) 82(42)の規定に基づき要素又は部分に交換することができるときは、事務局長は、取扱手数料の支払のための通貨として所定の通貨を定め、各国内予備審査機関ごとに、総会が定めた指針により、所定の通貨による当該手数料の換算額を決定する。国際予備審査機関は、82の規定に従って所定の通貨による当該手数料の換算額を国際事務局に移転する。

91(1)

(a) 国際予備審査機関は、国際予備審査報告書、請求の範囲又は図面の部分を含むものとする。